

29 危険物施設

【関連章第7章12】

事例1 「指定可燃物貯蔵取扱所で貯蔵中の木くずから出火した火災」

出火時分 5月 22時頃
用途等 屋外指定可燃物貯蔵取扱所
防火管理 非該当
被害状況 木くず2 m³焼損
概要

この火災は、屋外の指定可燃物貯蔵取扱所で貯蔵中の木くずから出火したものです。

出火原因は、堆肥を作るため野積みされていた木くずの発酵が進んだことから発酵熱が生じ、その熱が蓄積されたため内部の温度が上昇して発火し、木くずに着火して出火したものです。

なお、野積みされた木くずは通常温度測定及び散水により発酵速度が管理されていましたが、連休中であり、維持管理がされていませんでした。

巡回のため指定可燃物貯蔵取扱所を訪れた警備員は、敷地内に野積みされた木くずから白煙と火の粉が上がっているのを発見しました。

警備員は近くの作業所に置いてあった粉末消火器1本とバケツの水3杯をかけて初期消火を実施しましたが、消火することができず、持っていた携帯電話で119番通報をしました。

教訓等

一定の数量を超える指定可燃物の貯蔵取扱いについては条例による基準が適用されます。基準に適合した貯蔵取扱いを厳守するとともに、作業責任者は、従業員に対して指定可燃物の危険性及び出火防止に配慮した維持管理を徹底させるようにしましょう。



写真 29-1 指定可燃物貯蔵取扱所



写真 29-2 焼損した木くず